

国定国語読本における「文法上許容すべき事項」の適用状況

島田 康行

1. 目的

明治三十八年十二月に告示された「文法上許容すべき事項」^①(以下『許容』と略称する)は、その内容が社会的慣用の追認であるという点において、近代以降の国語施策史上きわめて例外的な性格をもつ。

『許容』は、その理由書に「文部省ニ於テハ教科書検定又ハ編纂ノ場合ニモ之ヲ応用セントス」とある通り、国定教科書の教材本文に適用されているが^②、その適用の実際についてはこれまでいかなる報告もなされていない。

本稿は、『許容』の告示後に発行された第二期国定国語読本が教材として掲載する文語文を主たる調査の対象とし、教材本文への『許容』の適用状況を明らかにすることを直接の目的とする。これを明らかにすることは、言文一致運動の隆盛期にあたる明治後期以降の国定教科書が、規範とすべき文語文の姿をどのように示して来たか、という、より大きな問題を解明する端緒となる。

なお『許容』自体、その告示までの経緯や文体変遷史における位置づけなどについて、これまで詳細に論じられたことがほとんどなく、それとして明確にされるべき問題を多く残している。本稿でも行論上これらの問題に言及するところがあるが、論旨の散漫になることをおそれ、概略を記すにとどめた。

2. 背景

2.1. 「文法上許容すべき事項」とは

明治二十年代初頭から次第に興り、三十年代には新聞・雑誌などにも広く行われた、いわゆる「普通文」^③の語法には、中古文法に照らせば破格・誤謬と見なされるものがいくつか含まれていた。

美文をもって知られる大町桂月は、実用達意の文としての「普通文」に意義を認め、その推進に大きな功績があった一人である。その彼が「文章の疵」^④(明治35年)と題する文章の中で「かう書きては、文法にはづれはせぬか。ああ書きては破格にはならぬかなど、疵なきやうにのみ苦心すれば、筆力にぶり、文章萎縮すべし」と述べて、初学者が文法上の欠陥に囚われすぎることの弊害を指摘している。しかし、伝統的な文法が規範として存在する一方で、その枠に収まりきれない「普通文」が広く行われているという現実、やはり多くの人々に—もちろん教育の場にも—困惑をもたらすものであった。

こうした「普通文」の現実と従来の文法との調和を計るべく、「普通文」の語法のうち「慣用最

モ弘キモノ数件ヲ挙ゲ之ヲ許容シテ在来ノ文法ト並行セシメン」(『許容』理由書)との目的で定められたのが『許容』である。

諸文体が並び行われ、標準語の確立が急務とされたこの時期にあつて、法令・新聞・雑誌など社会に広く行われ、当面の標準的文体としての地位を期待された「普通文」の文法に、施策による裏付けを与えることは、まさに時代の要請であつたと言える。

2.2. 告示までの経緯

明治三十五年六月、設立間もない国語調査委員会⁹⁾(以下「委員会」と略称する)に対し、文部大臣は「文法上許容ニ関スル事項」ほか二件を諮問した。委員会は七月に行つた調査方針の発表において、「現行普通文体ノ整理」を「普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応センカタメ」の調査と位置づけ¹⁰⁾、諮問「文法上許容ニ関スル事項」に関する審議を進めたのである¹¹⁾。

『国語調査沿革資料』¹²⁾によれば、七月の調査方針発表に先んじて、早くも諮問案に対する特別委員(上田万年ほか二名)修正案が委員会の議案に上っている。記事はこの後、翌三十六年七月までの間に、芳賀矢一、渡辺董之介、大槻文彦らによって更なる修正案が提出され、整理案も二度にわたつて再考された経緯を示している。この記事によれば「文法上許容ニ関スル事項」についての審議は、諮問の翌年にはほぼ完了していたと考えられる。

さらに翌三十七年度中には『許容』の「理由書」が答申され¹³⁾、明治三十八年三月、『許容』は「国語仮名遣改定案」とともに高等教育委員会・帝国教育会に諮問された。両諮問案は各方面で活発な議論を呼び、『國學院雑誌』(十一巻四～七号)は「文法許容仮名遣改定案に就きて」と題して、二十九人の識者による賛否両論を四ヶ月にわたつて掲載した。各氏の意見は大かた仮名遣いの問題に集中する傾向にあり、「文法上許容」については言及しないか、してもわずかなものが半数近い。また「文法を改定するわけではないのだから」「特に意見はない」といった消極的賛成意見も散見される¹⁴⁾。取り立てて異を唱えるのは物集高見ら数人に過ぎず¹⁵⁾、仮名遣いの問題ほどの関心を引かなかつたようである。反対論者の主張は、おおむね「規範を遵守すべきであり許容など不要」「学習指導上混乱を招く」の二点に集約され、文法に「許容」が設定されること自体に対する違和感・不快感の表明と解される。

結局、この諮問案は同年十一月、原案通り可決され、十二月二日『許容』として告示された。文部大臣の諮問から、すでに三年が経過していた。

2.3. 告示と「普通文」の衰退

明治三十八年はまた、漱石の「吾輩は猫である」が書かれた年でもあり、言文一致運動はピークを迎えつつあつた。翌年には「破戒」が、翌々年には「蒲団」が発表され、四十一年以降、文語文の小説は姿を消す¹⁶⁾。日本語の文章が将来的に口語文に統一されていくことが、いよいよ明確化する時期である。ただ、小説以外の世界では依然として「普通文」が広く用いられており、これに代わるべき口語文も熟成にはまだ遠かつた。とは言え、二十年代後半～三十年代前半に比

すれば、「普通文」の衰退は否めない面があった。

『許容』の内容は明治三十六年にはほぼ固まっていたと見てよい。その告示・施行は大いに急がれるべきものであった。にもかかわらず、告示まで更に二年の月日を要したのは、同時に諮問された仮名遣いの問題が、一応の決着までに曲折を極めたという事情によると思われるが、今この点にはこれ以上言及しない。ただ、大臣諮問当時と告示の時点とでは、「普通文」をめぐる状況が全く同じではなくなっていたということは確認しておきたい。

3. 国定国語読本に対する『許容』の適用

こうした背景の中で告示された『許容』は、それ以降の国定国語読本に適用されることになる。以下に、その適用の実際を見ていくが、ここでは検討の対象として告示前の発行になる第一期国語読本、告示後に発行された新制第三学年用高等小学読本、及び第二期国語読本を取り上げる。各読本の本文中に現れた『許容』適用例は合計201例に上る。下の〔表 a〕は各巻における適用例の分布を『許容』の項目ごとにまとめたものである。

3.1. 第一期国語読本

『許容』の告示に先立つこと二年、第一期国語読本は発行された。『許容』の内容は固まりつつあったが、この第一期国語読本に文法上の許容事項は現れないはずである。ここでは規範として示された文語文の姿を把握する意味で、『許容』各項の語法がこの読本でどう扱われているのかを確認しておく。

尋常小学読本では文語教材が第六巻（三年用）から掲載されるが、伝統的な規範文法から外れるものは、やはり皆無である。

高等小学読本にも、許容事項はないはずであるが、実はここに「破格」の語法が3例ある。

〔表 a〕各読本における『許容』適用例

読本	『許容』項目																合計
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	
高等小（一期）四年 八巻									3								3
新制三学年用	上		1					2	18			2	2	1	4		30
	下							2	8			1		1	2		14
尋常小（二期）四年	八							1									1
	十							1									1
	十一							3	1								4
	十二							2	4						1		7
高等小（二期）一年	一			1					6								7
	二							3	8				1	2			14
	三							2	12					2			16
	四						1	4	25					1			31
	上							4	33			2	1	1	7		48
下						1	4	15			2			3		25	
合計	0	0	1	1	0	0	2	28	133	0	0	7	3	4	22	0	201

- ①第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
 ②第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ…
 ③第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限…

(以上、第八卷 十四課「大日本帝国憲法及び皇室典範」)

3例は同一の教材に現れる。具体的には「大日本帝国憲法」の条文をそのまま教材化したものであり、下線部はいずれも後に『許容』第九項ではじめて「妨ナシ」とされる語法である。憲法にこの語法が見えること、また読本への採録に当たってこの語法が敢えて排除されなかったことは、注目に値する。さらに「現行普通文体ノ整理」が急務とされた理由の一端を垣間見る例と言えるかもしれない。ただ、ここではおそらく憲法の条文を示すことに第一義が置かれているのであって、このような「破格」の語法が読本に示されることは、やはりこの段階では極めて例外的・臨時的な措置であったと考えるべきであろう。

3.2. 新制第三学年用高等小学読本 上・下

明治四十年の義務教育年限延長にともない、新たに三年制高等小学校の設置が認められた。このときに編纂された第三学年用の国語読本が、『許容』告示後に発行された初めての国定読本ということになる。「文法上許容ニ関スル事項」が諮問された後に発行された第一期の読本が規範文法を遵守する姿勢を貫いたのに対し、告示後に発行されたこの読本では一気に44例の許容事項が盛り込まれている。([表 a] 参照)

『許容』適用の状況を概観すると、第九項への集中と、これに次ぐ第八・十五項の適用例の多さが目を引く。第九項の適用は、合計12(上7/下5)教材の26例に及び、全44例の59%に相当する。

- 上 近世文章の変遷 一・二(福地源一郎)…6例：前人に勝るの俊秀輩出せられ
 知恵は小出しにすべし(福沢諭吉) 3 大いに事を為すの了簡ならん
 佐夜の中山(柳沢淇園) 4 外には産を傾くるの借財多く

上の各教材文中には第九項以外の許容事項は現れない。筆者の筆癖による偶然の可能性も排除できないが、当時の「普通文」の一つのあり方を示していると解した方がより自然である⁽⁴³⁾。

また第八項の適用された例は以下の通り。

- 上 白石少佐を憶ふ(小笠原長生)…2例：訣別を為せし其の光景
 抵抗を為せしをもって
 下 根分の後の母子草(滝沢馬琴) 1 勉め給へと諭せしかば

この語法は歴史的にも古く、「普通文」中では伝統的な「～し+し・しか」に代わって、ほぼ専用されていたようである⁽⁴⁴⁾。

これら数条の許容事項に、適用例が集中する一方で、第一、二、五、六項など全く適用のない許容事項が約半数に上るのも特徴的である。「慣用最モ弘キモノ数件ヲ挙ゲ」たといっても、各項が全く同じレベルで扱われている訳ではなさそうであり、各項の適用状況の差違については改め

て考える必要がある。

3.3. 第二期国語読本

この読本の編纂は、『許容』告示から一定の歳月を経過し、新制第三学年用読本への『許容』適用という実績を踏まえて行われたことになる。告示後に行われた全面的な改訂という意味では、この第二期読本が初めてのものになる。以下、この読本への『許容』適用の状況についてまとめて述べる。

今期の読本では、尋常小学読本にもわずかながら『許容』の適用例が現れる。巻八（四年）、巻十（五年）に各1例、最終学年の巻十一に4例、巻十二に7例の計13例である。内訳は『許容』第八項が7例、第九項が5例、第十五項が1例。巻八・十の2例はいずれも第八項の適用例であり、第九項の初出は最終学年の巻十一となる。各巻から1例ずつを示しておく。

巻八 第二十課 かくて二三日を過せしに
十 十三 機械ノ制作ニ工夫ヲコラセシガ
十一 八 戦艦ニ次グノ勢力ヲ有シ
十二 十二 荒地を開き美田を増すの必要あり

尋常小学読本への『許容』の適用はこの二項に集中し、用例も少ないが、その分慎重が期されたはずであり精選の結果であるとも言える。

高等小学読本においても、第八・九項中心の適用である点は変わらない。全141例のうち、この二項の適用例が116例（82%）を占める。また、学年進行に応じて第八項は3→6→8例、第九項は14→37→48例と増加する。

この第二期読本には、第一期読本中の教材が書き改められて、同題の別文（差違の程度はまちまちである）として再録された教材がいくつかある。その改変の過程で消えた『許容』の適用例は皆無であり、逆に改変によって追加された適用例が若干ながら見出される。追加された例もまた、第九項の適用に集中している。

第二期 巻一 第三十課 子を救はんの一心に ← 第一期 巻五（該当表現なし）
二 三 繊維物を採るの用に ← 二（該当表現なし）
二 二三 将ニ起ラントスルノ時期 ← 六（該当表現なし）

さらに第三学年用については、『許容』告示後に編纂された新制第三学年用高等小学読本（前節参照）の改訂になるわけであるが、適用例の総数はなお増加（44→73）している。適用された許容事項の範囲は、それぞれ七項目ずつで数の上では変わりなく、第一二・一三項のように、全体を通して第三学年用のみ現れる事項があることも継承されている。全体としては、第八・九項、及び一五項を中心とし、特に第八・九項に力点を置いた改定であると考えられる。以下、第八・九項以外の適用例を若干挙げておく。

第一二項 馳走せしとはいふべからず（「尊徳道話」）
一三 海陸ノ形勢ト陸戦ノ方向ヲ考察シ（「東郷連合艦隊司令長官海戦経過奉告」）

一四 彼今如何せしや (「白石少佐を憶ふ」)

一五 疾病に罹るも医療を受くるを得ず (「恩賜財団済生会」)

適用例の少ない許容事項については、それがどの程度意識的に導入されているのか、判断の難しいところがあるが、中心となった第八・九項の適用については積極的な意識を読みとってよいのではないと思われる。例えば第八項の適用例には、以下のような同一教材中の表現に、新たに『許容』を適用したものが認められるからである。

新制第三学年用 上 第一二課「佐夜の中山」 人の余しし食物など



第二期第三学年用 上 第九課「佐夜の中山」 人の余せし食物など

以上から、第二期国定国語読本に対する『許容』の適用は、『許容』第八・九項の内容を中心に実施された、と言うことができる。この傾向は、『許容』告示直後に編纂された新制第三学年用高等小学読本から一貫しており、一つの方針であったと考えられる。

一方、『許容』に挙げられた事項であっても、読本への適用例が皆無、あるいはごくわずかなものもある。例えば第七項などは高等小学読本に2例あるに過ぎない。ただ、これは特定の語を対象とした許容事項であり、本文中の「得+しむ」の用例自体が極めて少ないことを考え併せる必要がある。それに対して第四・五・六項などは、許容対象となり得る語(法)自体は本文中にしばしば現れるが、規範的な形の場合が圧倒的である。

「教科書ノ検定又ハ編纂ニ関シ」で定められた『許容』の各項が、実際の適用においてばらつきを見せることは注目すべきである。また逆に、そうした不均質な各項がひとまとめに挙げられていることは、『許容』の性格を考える上でも重要な意味をもつだろう。

4. 適用の基準について—『現行普通文法改定案調査報告之一』の記述から

以上、第二期までの国定国語読本に対する『許容』適用の具体的な状況について述べてきた。しかし、『許容』各項の適用例がいかなる基準によってそこに現れているのか、個々の例からは見えてこない。当時一般の「普通文」における浸透度の高さとの相関を伺わせる二、三の例を除き、各項の適用基準は解明すべき問題として残されたままである。

明治三十九年に刊行された『現行普通文法改定案調査報告之一』⁽⁴⁹⁾ (以下『報告』と略称する)は、『許容』の「理論的根拠を示」⁽⁴⁹⁾した書として説明されるが、実際には『許容』の内容とは相反する部分もある。ただ、『許容』の内容決定に至るまでの調査過程でまとめられたものであり、『許容』の内容がおおむねこの『報告』を骨子としていることは疑いない。

そこでここでは、第二期までの国語読本に中心的に適用された『許容』項目と、ほとんど適用されていない項目について、『報告』における相当部分の記述内容を調査し、『許容』適用の基準と『報告』との関連について考える。

4.1. 適用例の多い項目

最も中心的に適用された第八・九項の内容に相当する『報告』の記述を以下に抜粋する。

(七) サ行四段活ノ動詞ニ附ク過去助詞ノシ (←『許容』第八項に相当)

中古文ニ於テハ、過去助詞ノシハ、凡テ連用形ニ附クヲ例トスレドモ、現行普通文ニ於テハサ行四段活ニ限り、已然形ニ附クヲ正格ト定ムベシ。

(十五) 連体形ニ附ク (←『許容』第九項に相当)

中古文ニ於テハ句ヲ以テ名詞ヲ制限スルニ、句末ノ連体形ヲ以テ直ニ之ニ連ヌルヲ常例トスレドモ、現行普通文ニ於テハ、其句ノ長キモノハ、其間ニノヲ介スルコト有ベシ。但シ単一ノ動詞、及ビ四段活動詞ノラ行変格ノ動詞ハ、之ヲ許サズ

この二つの語法の扱われ方には上のような差がある。『報告』が文法の本格的な改定を指向していることにも起因しようが、(七)が「正格」とされるのに対し、(十五)はあくまで許容である。ただし(十五)については、その「理由」に「公用文ニ於テハ、既ニ其常格トナレリ」とあり文種によっては専用される実状が示されている。憲法の条文にも現れること、前述のとおりである。『報告』における両語法の扱われ方は、これらが「普通文」に確固たる地位を占めていることを反映しており、両項の読本への適用はこうした実状を考慮したものと考えてよいだろう。

また、第八・九項に次いで適用例の多い十五項についても『報告』の相当部分は、語法の史的変遷を説き、「正格ト定ムベシ」と規定している。

4.2. 適用例の稀な項目

一方、適用例のない、あるいはごく稀な項目の中には、『報告』が許容を認めなかった語法が含まれている。『許容』第一、四項がこれに当たる。『報告』の相当部分を示す。

(十) 死ぬる、恨むるヲ四段活用トスル事 (←『許容』第一項の一部に相当)

中古文ニテハ、死ぬるハナ行変格、恨むるハ上二段ノ一方ニノミ活用スルヲ常トスレドモ、現行普通文ニ於テハ、共ニ四段ニモ活用セリ。然レドモ、文法統一上、古格ノ一方ニ規定スベシ。

(九) 異なりヲ四段活用ノ如ク活用スルコト (←『許容』第四項に相当)

従来ノ普通文ニ於テ、異なりヲ四段活用動詞ノ如ク用キルモノ多シ。然レドモ文法統一上、中古文法ニ従ヒ、体言ノこと(殊)ニ助詞ノなり(也)ノ附キタルモノトシテ活用セシムルヲ以テ正格ト定ムベシ。

両語法とも「文法統一上」を理由に斥けられている。(十)については、助動詞「り」の接続した「死ぬり、恨めり」の形が行われていないこと、(九)については終止形としての「異なる」が行われていないこと、が判断の根拠となっている。このような実状が読本への適用を見送る結果に結びついているのかも知れない。

また、(六)上ニ係り詞ナクシテ過去ノ助詞シニテ止ムル格(『許容』第三項に相当)、(十三)「シク、シ、シキ」活用ノ終止形ヲシトスルコト(同第二項に相当)、(十四)といふといへる及

ビのノ代ニなるヲ用キルコト（同第十六項に相当）などは、それぞれ伝統的な形を「正格」とする一方で、「叙述者ノ取捨ニ任スベシ」として許容する内容になっている。これらの許容事項も実際の適用は見送られている。殊に(六)は「直訳文ニ於テハキトアルベキ場合ヲ悉クシト云」う如き実状があったにもかかわらず、読本にはほとんど適用されていない。浸透度という点では(十五)と類似の状況にありそうだが、実際の適用に差が出ていることは注目される。

さらに、実際には適用例の稀な『許容』事項の中には、『報告』が「正格ト定ムベシ」と規定したのものもある。『許容』第五、六、十、十一項などがこれに当たる。例えば『許容』第十項に相当する『報告』(二)は「問ノヤハ…現行普通文ニ於テハ、連体形ニ附クヲ以テ正格ト定ムベシ」として、その理由を論じた最後に「本項ノ如ク改定スベキハ正当ノ事ナリト云フベシ」と断じている。しかし結局この語法は『許容』事項として採られたものの、第二期までの読本中には現れないのである。

第二期までの読本本文に、中心的に適用された『許容』事項は、『報告』において「正格」とされるかあるいは普遍性が殊更に強調された項目であった。ところが適用のごく稀な『許容』事項の『報告』における扱いは、許容すらしないものから「正格」と規定するものまで、一定していない。

『報告』は、本格的な文法改定を念頭に置いた大矢透個人の報告ではあるが¹⁰⁰、『許容』の内容決定に多大な影響を与え、その骨子となったことは疑いない。しかし、『許容』の適用には『報告』の内容とはまた別の原理が働いたと考えるべきであること、ここまでの考察から明らかである。また『許容』の「理論的根拠を示」したとする『報告』の位置づけは、根本的に考え直す必要があると考えられる。

5. まとめ

第二期までの国定国語読本における文語文教材を対象として、『許容』適用の具体的状況を明らかにする、という本稿の当面の目的はおおむね果たされた。ただし、その適用の基準については、中心的に適用された語法が「普通文」中に深く浸透したものであったということを知り得たにとどまり、『報告』の記述にも『許容』各項の適用基準と直接的に結びつくような内容は見いだされなかった。今後の研究を進めるに当たっては、各語法の「普通文」における浸透度を、適用基準の一つとして想定するのが妥当であると考えられる。具体的には新聞記事や評論文など実際の「普通文」における各許容事項の出現傾向を精査する必要があるだろう。

また、ここで明らかにし得た『許容』の適用状況が、第三期以降の国定国語読本における適用状況にそのまま当てはまるのかどうかについても、今後解明すべき課題となる。読本への適用が段階を追って進められたとすれば、そこにはそのような方針の根底にある基本的な考え方が読みとれるはずである。また第二期までの適用方針がそのまま継承されたとすれば、実際には読本に適用されずじまいの事項があったことになり、「教科書ノ検定又ハ編纂ニ関シ」て制定された『許容』の意義を考える上で重要な意味をもつことになるだろう。

大正後期には、新聞の社説から「普通文」が消える¹⁹⁾。委員会設立当時、当面の標準文体と目された「普通文」は、急速に進んだ口語文の熟成・普及によって、大幅にその普遍性を失っていたのである。『許容』は国定読本の文語文と一般の「普通文」との文法上の整合を図る上での拠り所として制定されたが、標準文体の確立にも一定の役割を果たすことを同時に期待されていたはずである。しかし「普通文」そのものが標準文体としての地位を失っていったことで、その果たすはずだった役割も、限定された範囲にとどまることになったと言えるだろう。

【注】

(1) 明治三十八年十二月二日官報、文部省告示第百五十八号。以下、例文を省いて全文を示す。

文法上許容スベキ事項

- 一 「居リ」「恨ム」「死ヌ」ヲ四段活用ノ動詞トシテ用キルモ妨ナシ
- 二 「シク・シキ」活用ノ終止言ヲ「アシシ」「イサマシシ」ナド用キル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ
- 三 過去ノ助動詞ノ「キ」ノ連体言ノ「シ」ヲ終止言ニ用キルモ妨ナシ
- 四 「コトナリ」(異)ヲ「コトナレリ」「コトナリテ」「コトナリタリ」ト用キルモ妨ナシ
- 五 「、セサス」トイフベキ場合ニ「セ」ヲ略スル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ
- 六 「、セラル」トイフベキ場合ニ「、サル」ト用キル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ
- 七 「得シム」トイフベキ場合ニ「得セシム」ト用キルモ妨ナシ
- 八 佐行四段活用ノ動詞ヲ助動詞ノ「シ・シカ」ニ連ネテ「暮シシ時」「過シシカバ」ナドイフベキ場合ヲ「暮セシ時」「過セシカバ」ナドトスルモ妨ナシ
- 九 てにをはノ「ノ」ハ動詞、助動詞ノ連体言ヲ受ケテ名詞ニ連続スルモ妨ナシ
- 十 疑ノてにをはノ「ヤ」ハ動詞、形容詞、助動詞ノ連体言ニ連続スルモ妨ナシ
- 十一 てにをはノ「トモ」ノ動詞、使役ノ助動詞、及、受身ノ助動詞ノ連体言ニ連続スル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ
- 十二 てにをはノ「ト」ノ動詞、使役ノ助動詞、受身ノ助動詞、及、時ノ助動詞ノ連体言ニ連続スル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ
- 十三 語句ヲ列挙スル場合ニ用キルてにをはノ「ト」ハ誤解ヲ生ゼザルトキニ限り最終ノ語句ノ下ニ之ヲ省クモ妨ナシ
- 十四 上ニ疑ノ語アルトキ下ニ疑ノてにをはノ「ヤ」ヲ置クモ妨ナシ
- 十五 てにをはノ「モ」ハ誤解ヲ生ゼザル限リニ於テ「トモ」或ハ「ドモ」ノ如ク用キルモ妨ナシ
- 十六 「トイフ」トイフ語ノ代リニ「ナル」ヲ用キル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ

理由書

國語文法トシテ今日ノ教育社会ニ承認セラルルモノハ徳川時代国学者ノ研究ニ基キ専ラ中古語ノ法則ニ準拠シタルモノナリ然レドモ之ニノミ依リテ今日ノ普通文ヲ律センハ言語変遷ノ

理法ヲ輕視スルノ嫌アルノミナラズコレマデ破格又ハ誤謬ト稱シテ斥ケラレタルモノト雖モ中古語中ニ其用例ヲ認メ得ベキモノ少シトセズ故ニ文部省ニ於テハ從來破格又ハ誤謬ト稱セラレタルモノノ中慣用最モ弘キモノ数件ヲ挙ゲ之ヲ許容シテ在来ノ文法ト並行セシメンコトヲ期シ其許容如何ヲ国語調査委員会及高等教育委員会ニ諮問セシニ何レモ審議ノ末許容ヲ可トスルニ決セリ依テ自今文部省ニ於テハ教科書検定又ハ編纂ノ場合ニモ之ヲ応用セントス

- (2) 戦後の国語施策の中にも「送り仮名の付け方」(昭和四十八年告示)のように、「許容」規定をもつものはある。ただし、『義務教育諸学校教科用図書検定基準』(平成元年告示)はこの「許容」規定による表記を原則として認めていない。
- (3) 明治以降、広く用いられた文語文の一種。明確な規定はなく、林(1976)は、①漢字かな交じりであること、②漢語彙を自由にとり入れていること、③語法的にはおおむね平安文法に従いながら若干の簡易化が行われていること、④枕詞・懸詞・縁語等の修飾技法は著しく後退していること、の四点をその特徴として指摘し得るとする。
- (4) 桂月全集刊行会『桂月全集 第八卷 評論随筆』(博文館 大正十一年)による。
- (5) 明治三十五年四月一日官制。委員長加藤弘之、主事上田万年、ほかに三上参次、大槻文彦、前島密など。補助委員として保科孝一、岡田正美、新村出などが名を連ねている。
- (6) 明治三十五年七月四日官報に「国語調査委員会決議事項」として発表。「文字ハ音韻文字ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト」ほか三項を「主要ナル事業」としたほか「普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応センカタメ」の調査として「現行普通文体ノ整理ニ就キテ」など六項を掲げた。
- (7) 調査方針中の「現行普通文体ノ整理ニ就キテ」が諮問「文法上許容ニ関スル事項」への対応であることは、保科孝一の次の言説によっても明らかである。

「第二の現行普通文体の整理とゆーことわ、おもに文法に関したこと、考える。…今日の普通文体わ、かならずしも中古時代の文法上の習慣お墨守することお原則としなくともよろしい。ある点までその拘束お緩めて差し支えないと信ずる。文体の整理わ単に文法上の事項にのみ限るものでもないが、とにかく中古文法の拘束お、ある程度まで緩めることわその整理の一端と見てよろしい。」(『言語学雑誌』三ノ二 明治三十五年八月)
- (8) 文部省教科書局国語課編『国語調査沿革資料』(昭和二十四年)をさす。
- (9) 『日本帝国文部省第三十二年報』(明治三十九年四月)による。
- (10) 金沢庄三郎(文学博士)、巖谷季雄(世界お伽噺著者)など。肩書きは出典からの引用。
- (11) 異を唱えたのは物集高見のほか、勝浦鞆雄(高等教育会議員)塩井雨江(女子大学講師)三浦周行(大学史料編纂官)菊池壽人(第一高等学校教授)丸山正彦(國學院大学講師)ら。賛成派には大町桂月ほか、関根正直(高等師範教授)杉敏之(第一高等学校教授)ら。
- (12) 山本(1959)は「私の調べでは、小説文体の言文一致体パーセンテージが、明治三十八年度七八%、三九年度九一%、四〇年度九八%と上昇、そして四一年度では全作品が言文一致体となった」とする。

- (13) 委員会編『現行普通文法改定案調査報告之一』（明治三十九年，日本書籍）によれば，「現行普通文ノ一大源流タル漢文訓点ニハ…往々其（筆者注：「の」を介する語法）例アリテ，コレヨリ変化セル公用文ニ於テハ，既ニ其常格トナレリ」とされ，文種によっては相当普遍化していたことが知られる。
- (14) この語法について，(13)の文献は「し、ハ，現行普通文上ニハ自然ニ廢セラレタルモノナルコト明カナリ」とする。
- (15) 注(13)に掲出。
- (16) 国語学会編『国語学大辞典』（昭和五十五年，東京堂出版）「普通文」の項。
- (17) 『報告』の「緒言」には「本書ハ曩ニ本会ニ於テ決議セル応急取調事項中ノ一ナル，現行普通文体ノ改善ヲ計ルト云フ項ニ対シテ，補助委員大矢透ヨリ提出シタル報告書ノ一部ナリ」とある。
- (18) 山本（1953）は「独り旧文章体の孤壘を固守していた大新聞社説の文章も，それが最もおくれた「朝日」や「日々」の社説でさえ大正一〇年または一一年には口語化して，ついに全面紙が言文一致に帰した」とする。

【引用文献】

- 林（1976）：林巨樹『近代文章研究—文章表現の諸相—』（昭和五十一年）明治書院
- 山本（1959）：山本正秀「近代文学の文体の変遷」（『国文学』第四卷第一二号（昭和三十四年）初出，『言文一致の歴史論考』（昭和四十六年，桜楓社）再録）
- 山本（1953）：山本正秀「言文一致の変遷」（『明治大正文学研究』第一一号（昭和二十八年）初出，『言文一致の歴史論考』（昭和四十六年，桜楓社）再録）

【使用テキスト類】

- 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編第六卷』講談社（昭和三十九年）
- 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編第七卷』講談社（昭和三十八年）
- 『復刻 国定高等小学読本』大空社（平成三年）
- 『復刻 国定高等小学読本』大空社（平成三年）